

神奈川県衛生研究所微生物株分与マニュアル

1 目的

このマニュアルは、神奈川県衛生研究所微生物環境安全管理要領に基づき、微生物株の分与を受けようとする者（以下「依頼者」という。）から神奈川県衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）に依頼のあった微生物株の分与に関して必要な手続きを定めるとともに、微生物株分与の状況を把握し、もって微生物株の適正な管理を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

2 微生物株分与の対象者

微生物株分与の対象者は、原則として、公的研究機関及び大学（付属病院等を含む。）に所属する研究者等とする。公的研究機関及び大学以外の施設又は機関からの依頼については、その都度協議を行い、衛生研究所長（以下「所長」という。）が認めた場合に限り、分与することができる。

3 微生物株分与の依頼

- (1) 依頼者は、微生物株の分与を受けようとする 3 週間前までに、微生物株分与依頼書（様式 1）に研究計画書（様式 2）を添えて、これを所長に提出しなければならない。
- (2) 依頼者は、微生物株分与の依頼に先立って、原則として、衛生研究所の担当グループに電話又は電子メールで内容を連絡し、微生物株の分与に関する協議を行わなければならない。

4 微生物株分与の可否の決定及び付帯条件の設定

- (1) 所長は、微生物株分与依頼書を受理したときは、微生物株分与依頼書及び研究計画書の内容を審査し、分与の可否の決定を行うものとする。
- (2) 微生物株の分与の可否の決定は、分与依頼を受けた微生物株の種、性状、学術的価値、社会的価値等に基づいて行うものとし、分与株の危険度分類に対応した実験設備がない場合は、分与しないものとする。
- (3) 微生物株分与の付帯条件は、以下に掲げる内容とする。
 - ① 第三者に再分与しないこと。
 - ② 微生物株に番号を付した場合は、その番号を通知すること。
 - ③ 分与した微生物株は、提出した研究計画書記載の研究以外に使用しないこと。研究計画の内容を変更又は追加する場合は通知すること。
 - ④ 分与した微生物株を用いた調査等を発表する場合は、事前に連絡すること。抄録や論文には微生物株の由来を明記し、謝辞にて言及又は共同研究者として記載すること。
 - ⑤ 製品の開発、評価等を行う場合は事前に連絡すること。必要に応じて、契約等について協議すること。
 - ⑥ 研究終了後は微生物株を廃棄すること。
 - ⑦ その他（特記事項）

- (4) 微生物株分与の可否の決定に際しては、当該微生物株を管理する責任者（グループリーダー）が内容を審査し、その結果を、通常の微生物株については微生物環境安全管理部会の委員に、組換え生物体（微生物株）については微生物環境安全管理部会及びバイオテクノロジー環境安全管理部会の委員にそれぞれ通知し、部会の承認を得るものとする。また、部会の承認後、所長の決裁を受けなければならない。

5 微生物株分与等の決定通知

- (1) 所長は、微生物株分与の可否の決定に基づき、分与する場合は微生物株分与承認書（様式3）を依頼者あて通知し、微生物株を送付又は手渡しするものとする。微生物株を分与しない場合は微生物株分与不承認書（様式4）を依頼者あて通知するものとする。
- (2) 微生物株の分与を受けた依頼者は、直ちに微生物株の受領及び株番号通知書（様式5）を所長あて送付するものとする。

6 微生物株の返却、廃棄及びデータの廃棄の要請

- (1) 所長は、微生物株を分与した後、依頼者が付帯条件どおりに微生物株を管理しているかどうか状況を把握し、確認を行うものとする。
- (2) 依頼者が付帯条件から逸脱して微生物株を使用していることが認められた場合は、依頼者に微生物株の返却、廃棄及びデータの廃棄を要請するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成17年8月18日から施行する。